

2016 年 10 月 26 日

「LT会」会報第 16-07 号（総 163 号）

上海 LT コンサルティンググループ

失業保険基金からの「穩崗補貼」政策について

中国政府及び地方政府は雇用の安定化を図るため、雇用安定補助金支給について、一部地域の運用及び方針について以下の通り纏めましたので、ご参考にして頂ければ、幸甚でございます。

1. リストラ対象業種の雇用安定化政策として導入

中国国務院は 2014 年 3 月、「企業の吸収合併・再編市場環境の更なる最適化についての意見」に基づく施策の一環として、雇用安定化を必要とする企業に対し、失業保険基金を原資とする補助金を支給する政策を打ち出しました。これを受けて 2014 年 11 月、人力資源社会保障部、財政部、国家发展改革委員会、工業情報化部の 4 部が連名で「失業保険による企業の雇用安定支持に関する問題についての通知」を公布、有効な措置を採ることで人員整理をせずに雇用を安定化させた企業を対象に、失業保険基金から「穩崗補貼」（以下「雇用安定補助金」という。）が支給されることとなりました。

雇用安定補助金の支給対象は当初、①吸収合併再編を実施した企業、②生産能力の重大な過剰を解消した企業（鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、平板ガラス、船舶等の業種）、③劣化した生産能力を淘汰した企業（電力、石炭、鉄鋼、セメント、有色金属、コークス、製紙、皮革、染色等の業種）、④国務院の認可を経たその他の業種・企業に限定されました。

該当業種の企業が失業保険料を全額納付していれば、前年度に納付した失業保険料の 50%を上限として、雇用安定補助金の支給を受けられること、用途は従業員の生活補助、社会保険料納付、転職訓練、技能向上訓練等の関連支出に限られること、具体的な比率は各省級人力資源社会保障部門と財政部門が確定すること、同政策は 2020 年末まで実施されることなどの概要が定められました。

各省市の人力資源社会保障部門は、2014 年末から 2015 年初にかけて、相次いで通達を出して、2015 年から 2014 年に納付された失業保険料をベースに補助金の支給を開始しました。しかし、この段階で実際に補助金が支給された企業の多くは中資企業であり、外資企業に対する恩恵はほとんどなかったものと考えられます。

2. 雇用安定化政策の拡大

国務院は 2015 年 4 月 27 日、省級地方政府及び国務院各部に対し、この政策を更に進めた内容の「新情勢下の就業創業工作を更に進めて成し遂げるための意見」を通達しました。この中で、失業リスクを積極的に予防、有効にコントロールするために、失業保険料率の引下げにより企業と個人の負担を軽減するとともに、雇用安定補助金の支給対象を条件に適合する全企業に拡大するように指示しました。

江蘇省政府は、2015 年 7 月 31 日付「新情勢下の就業創業工作を更に進めて成し遂げるための実施意見」及び同年 9 月 24 日付「失業保険による雇用安定支持工作を更に進めて成し遂げるための通知」により、企業を奨励し、雇用を促進するために、各市に対し以下の指示を出しました。これにより、江蘇省内の企業の多くが雇用促進補助金を享受可能となりました。しかし残念ながら上海市においては、拡大政策はまだ実行されていません。

- (1) 失業保険料率の引下げ継続
2015 年に 3%（企業負担 2%、個人負担 1%）から 2%（企業負担 1.5%、個人負担 0.5%）とした失業保険料率引下げ措置を 2016 年以降も継続実施することとした。
- (2) 雇用促進補助金の支給対象拡大
イ. 雇用促進補助金の支給対象企業を 2015 年より、①吸収合併再編を実施した企業、②生産能力の重大な過剰を解消した企業、③劣後した生産能力を淘汰した企業から「条件に合致する全企業」に拡大する。
ロ. 雇用促進補助金は、当該企業が前年に納付した失業保険料総額の 50%を基準とする。ただし、各市の前年度失業保険基金の残高が一年以上の支払い能力を具備し、失業保険基金使用規範を遵守していることを前提とする。
ハ. 以下の基本条件に合致する企業は年度毎に雇用促進補助金を享受できる。ただし、同一企業による雇用促進補助金の申請は 1 年度内、1 回に限られる。
①生産経営活動が国家及び所在地の産業構造調整政策と環境保護政策に合致すること
②法律に従い失業保険に参加し、失業保険料を全額納付していること
③前年度に人員整理を未実施あるいは人員整理比率が統一計画都市の登録失業率を下回ること
④企業財務制度が健全であり、規則に従い管理運営されていること

3. 各地の実施状況

雇用安定補助金政策は各地で下記の通り実施されています。申請に際しては、所在地人力資源社会保障部門に申請期限、申請方法等について必ずご確認ください。

省市	実施時期		支給率	申請期限
	三種類の業種	全企業		
上海市	2014 年納付分		50%	6 月
北京市	2014 年納付分	2014 年納付分	40%	9 月
天津市	2013 年納付分	2013 年納付分	50%	9 月
山東省煙台市	2014 年納付分	2014 年納付分	50%	6 月
江蘇省蘇州市	2014 年納付分	2015 年納付分	50%	11 月
江蘇省無錫市	2014 年納付分	2015 年納付分	50%	6 月
浙江省杭州市	2014 年納付分	2015 年納付分	50%	6 月
広東省広州市	2014 年納付分	2015 年納付分	50%	6 月

（注）天津市は本政策実施前の 2013 年から独自政策として実施しているもの。

以上